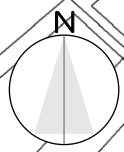


⑩ 八幡地区地区計画 計画図



国道231号

公園

公園

八幡小学校

道道81号
岩見沢石狩線

- ⑩ 地区計画区域
- 八幡地区
- 地区整備計画区域
 - 一般住宅地区
 - 沿道サービス地区

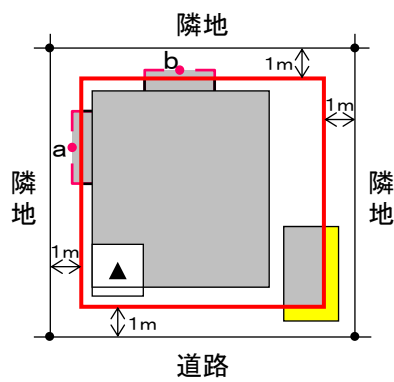
※この図面は一般参考図です。詳細については窓口にてご確認ください。

<八幡地区> 地区計画における建築物等の制限内容（一般住宅地区）

地区の細区分 (基本用途)	建築物等の制限に関する事項				
	建築物の用途の制限	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの最高限度	建築物等の形態又は意匠の制限	垣又はさくの構造の制限
	<p>●建築できない建築物</p> <p>1. 店舗、飲食店その他これらに類するもの(ただし、住宅を兼ねるものを除く)</p> <p>2. 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの</p>	200㎡	10m	地区計画による制限はありません ※看板等によって、北海道屋外広告物条例に基づく許可が必要となる場合があります	<p>○へいの高さ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1.2m以下(前面道路から) <p>○生垣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高さの制限はありません

建築物の壁面の位置の制限(モデル図)

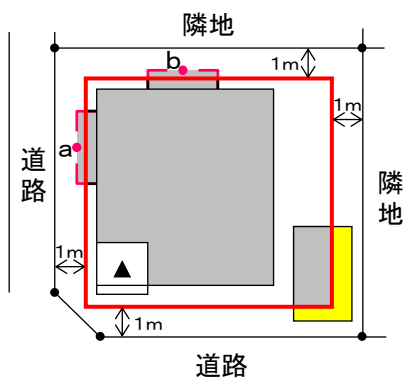
(1)



$$a + b \leq 3m$$

部分の軒高 ≤ 2.3m
面積 ≤ 5㎡

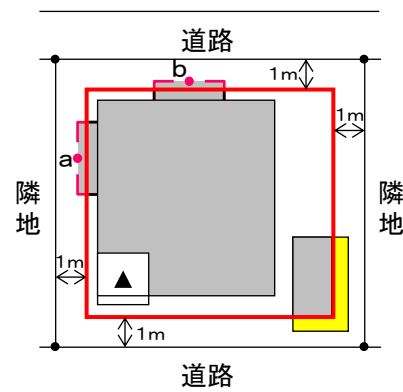
(2)



$$a + b \leq 3m$$

部分の軒高 ≤ 2.3m
面積 ≤ 5㎡

(3)



$$a + b \leq 3m$$

部分の軒高 ≤ 2.3m
面積 ≤ 5㎡

凡 例	
	地区計画 制限ライン
	地区計画 3m緩和
	地区計画 車庫等緩和

一般住宅地区
(一種中高層)

<八幡地区> 地区計画における建築物等の制限内容（沿道サービス地区）

地区の細区分 (基本用途)	建築物等の制限に関する事項				
	建築物の用途の制限	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの最高限度	建築物等の形態又は意匠の制限	垣又はさくの構造の制限
沿道サービス地区 (準住居)	<p>●建築できない建築物</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 専用住宅(一戸建ての住宅又は長屋) 2. 共同住宅、寄宿舎又は下宿(ただし、1階が事務所、店舗その他これらに類するものを除く) 3. ホテル又は旅館 4. 畜舎 	200㎡	10m	地区計画による制限はありません ※看板等によって、北海道屋外広告物条例に基づく許可が必要となる場合があります	地区計画による制限はありません
	建築物の壁面の位置の制限(モデル図)				
地区計画による制限はありません ※民法第234条では、境界線から50cm以上離すこととしています					